

監査公表第 534 号

平成 17 年 5 月 16 日監査公表第 522 号において公表した平成 16 年度出資団体監査(工事)の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 18 年 5 月 12 日

京都市監査委員 田 中 セツ子  
同 小 林 昭 朗  
同 江 草 哲 史  
同 藤 井 昭

平成 16 年度 出資団体監査（工事）結果に対する措置状況  
(財団法人京都市住宅サービス公社－1)

監 査 の 結 果
予定価格が 100 万円を超える委託契約について、特殊な技術、機器、設備等を必要とするものではないにもかかわらず、業者選定理由書にある当該工事を施工している、管理に精通しているなどの理由で随意契約を行っていた。 適正な契約を行うよう改められたい。 <p style="text-align: right;">(業務委託共通)</p>

講 じ た 措 置
予定価格が 100 万円を超える委託契約について、平成 16 年度から、契約の一部に複数者から徴した見積書のうち最低価格を提示した者を契約相手方とする方法を導入し、平成 17 年度からは、その対象を更に拡大するとともに、電気機械設備点検、保守及び運転監視業務委託については、受託候補者選定基準を作成した。また、1 社による随意契約が妥当であると判断したにもかかわらず業者選定理由に不備があったものについては、選定理由を明確にしたうえで契約した。

(財団法人京都市住宅サービス公社－ 2)

監 査 の 結 果
京都市契約事務規則では、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、1社からしか徴していなかった。 適正な積算を行うよう改められたい。 <p style="text-align: right;">(業務委託共通)</p>

講 じ た 措 置
随意契約により契約を締結する場合について、平成16年度から、契約の一部に複数者から徴した見積書のうち最低価格を提示した者を契約相手方とする方法を導入し、平成17年度からは、その対象を更に拡大するとともに、1社による随意契約の一部では、積算による予定価格を設定した。

(財団法人京都市住宅サービス公社－ 3)

監 査 の 結 果
本委託仕様書は、履行すべき業務の概要のみの記載となっているが、点検箇所図面、点検機器等の一覧、具体的な点検内容などが記載されていなければ、適正な積算や履行確認ができない。 委託仕様書は、適正な積算や履行確認ができる内容を記載するよう改められたい。 <p style="text-align: center;">(市営住宅テレビジョン電波共同受信施設点検及び保守業務委託ほか)</p>

講 じ た 措 置
委託仕様書の内容について、平成17年度から点検機器一覧表及び定期点検共通仕様書(点検項目)を添付し、履行確認ができるよう改めた。

(財団法人京都市住宅サービス公社－４)

監 査 の 結 果

委託者が設備に熟知していることを理由に随意契約をしていたにもかかわらず、再委託を行っていた。

適正な契約のあり方を検討されたい。

(市営住宅駐車場パークガード設備保守点検管理業務委託)

講 じ た 措 置

受託者に対して、適正に契約を履行するように指導を行い、平成 17 年度契約からは、複数者から徴した見積書のうち最低価格を提示した者を契約相手方とする方法に変更した。

(監査事務局第一課)